

○鳥取県警察の「シンボルマーク」及び「マスコット」の制定について(例規通達)

(平成2年7月16日鳥総例規第2号 鳥務例規第10号)

改正 平成6年鳥総例規第1号 平成6年鳥務例規第11号

平成18年鳥県民例規第4号 令和2年8月20日鳥県民例規第5号

各所属長

この度、鳥取県警察のイメージアップと職員の士気高揚等を図るために、シンボルマーク及びマスコットを平成2年7月10日付けで制定した。

今後の警察活動に当たり、効果的な活用に配慮されたい。

記

1 制定の趣旨

近年企業等においてCI戦略(コーポレート・アイデンティティの略で、組織がシンボルマーク等を用いて組織のイメージや理念を内外に浸透させようとする広報戦略)を積極的に導入する傾向にあるが、本県警察においてもこれを取り入れることにした。

この背景には、警察に対するイメージが「きけん、きつい、汚い」のいわゆる3Kに代表される職域として一部県民意識があり、また一方において各種の警察活動に対する県民の理解と協力が得にくくなっている現状に鑑み、シンボルマークについてはそのイメージアップと職員の融和、団結、士気の高揚を図るために、またマスコットについては、親切で明るく親しみやすい警察のイメージを県民にアピールし、親しまれ、愛される警察づくりをねらいとしてこれを制定したものである。

2 シンボルマーク及びマスコットの意図する内容

(1) シンボルマーク

鳥取県の鳥「おしどり」を抽象化し、加えて鳥取県の頭文字「と」をデザインし、21世紀に向けて県警察が大きく羽ばたこうとする姿を表現したもので、警察職員の融和、団結、士気の高揚を図ることをねらいとしている。

(2) マスコット

鳥取県の鳥「おしどり」を抽象化し、俊敏性と行動力、和やかで皆に親しまれるイメージを愛きょうこめて表現したもので、親切で明るく親しみやすい警察のイメージを県民にアピールし、親しまれ、愛される警察づくりをねらいとしている。

3 シンボルマーク及びマスコットの図柄

別記1、別記2及び別記3のとおりとし、詳細にわたる正式図は、別添「鳥取県警察シンボルマーク・マスコット基本デザインのマニュアル・清刷り」のとおりとする。ただし、マスコットについては、「鳥取県警察マスコット取扱要領の制定について(例規通達)」(令和2年8月20日付け鳥県民例規第4号)で定めるところにより、変更した図柄を使用できるものとする。

4 シンボルマーク及びマスコットの活用

シンボルマーク及びマスコットは、広く県民に親しんでもらうために、鳥取県警察で作成する封筒等各種事務用品及び警察装備品並びに警察が主催する各種大会、展示会、交通安全運動及び防犯運動等における各種広報媒体等に標示して、積極的に活用するものとする。

別記1

シンボルマーク

[別紙参照]

別記2

[別紙参照]

別記3

[別紙参照]

別添

鳥取県警察シンボルマークマスコット基本デザインのマニュアル・清刷り

[別紙参照]